

JTS ニュース速報 No. 1

ロシア連邦、カザフスタン共和国およびベラルーシ共和国の関税同盟に関する付加価値税

公開型株式会社「ロシア鉄道(RJD)」支社
直営輸送サービスセンター

107174 モスクワ、カランチェフスク通り 6/2

Tel:(495)262-99-19 Fax:(495)262-13-01

E-mail:fto@cfto.rzd.ru www.rzd.ru

2010年8月2日付 No.TsFTOOR-10.3/1783

_____ 日付 No. _____

運送業者の皆様へ

関係会社各位

2010年7月10日、関税同盟の関税法典（以下、「関税同盟法典」と称す）および2010年5月19日付け No.95-FZの連邦法改訂を伴う2008年1月25日付けベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、ロシア連邦政府間合意文書「関税同盟における物品の輸出入、業務遂行、役務提供に関する間接税徴収に係る原則について」（以下、「合意文書」と称す）が発行された。

上記文書に基づき、関税同盟参加国（以下、「同盟参加国」と称す）の領域内では共通関税率及び共通非関税措置が適用され、統一された関税規定が発行し、また関税同盟の内部境界線上（関税同盟圏内での同盟国間の国境）での通関検査が廃止される。この際、通関検査の実施、通関手数料の徴収、関税法順守に向けた措置は、同盟の外部境界線上（関税同盟圏と他国が接する国境）でのみ実施されることになる。

このように、各々の国境を跨いで同盟国間を移動する貨物（物品）、つまり、関税同盟域内で輸送される貨物に対しては、通関手続きが不要となる。（要するに、何らかの税関手続きや通関検査の為に貨物を留め置く必要が無くなる。）

また、ロシア連邦税法典への変更は伴わないが、関税法に限り改正が加えられることが検討されている。

これに伴い、以下の場合において、関税同盟法典および同意文書の枠内で行われるロシア連邦領域での貨物（物品）の輸送に対して次の付加価値税規定が申し渡される。

1. ロシア連邦から同盟参加国領域への貨物（物品）の輸送は、通関手続きが義務付けられている貨物（物品）の輸送を除き、18%の付加価値税が課税される。

通関手続きが義務付けられている貨物（物品）をロシア連邦から同盟参加国へ輸送する際の付加価値税税率は0%である。

その際、これに該当する貨物の輸送に対して、付加価値税率0%の適用権を書面上で確認する事を目的とし、運送書類には、税関検査官所有の番号印の捺印により証明されたロシア連邦税関機関の「Выпуск разрешен（通関を許可する）」というスタンプが押印されなければならない。

この他、運送書類に「Товар вывезен（輸出貨物である）」という記載事項がある

場合でも、それにより輸出通関規定上の貨物の留め置きが必要であることを証明することにはならず、つまりは、このような記載事項が運送書類上に存在していても、付加価値税率0%適用の根拠にはならないことをご注意頂きたい。

2. ロシア連邦域内を通過して、ある同盟参加国から他の同盟参加国へ貨物(物品)が輸送される場合、通関手続きの必要はない。つまりは、付加価値税率18%が課税される。

この際、カザフスタン共和国領域内に位置する公開型株式会社「ロシア鉄道(RJD)」の駅から、おなじくカザフスタン共和国領域内に位置する同社の駅へ貨物(物品)が輸送される場合(ロシア連邦領域を通過する場合も含め)、付加価値税率18%が課税されることにご注意頂きたい。

3. 同盟参加国領域から同盟参加国ではない第三国へ貨物(物品)が輸送される場合(同盟参加国領域を通過する場合を含む)、付加価値税率は0%である。

3.1 この場合においてロシア連邦領域から貨物(物品)が輸出される(ベラルーシ共和国またはカザフスタン共和国領域を通過する場合を含む)とき、2010年7月10日まで有効であった手続きに則り通関手続きが実施される。この際、付加価値税率0%の適用権を書面上で確認することを目的に、輸送書類には、税関検査官所有の番号印の捺印により証明されたロシア連邦税関機関の「Выпуск разрешен(通関を許可する)」というスタンプが押印されなければならない。

3.2 貨物(物品)が(ロシア連邦領域を通過して)ベラルーシ共和国もしくはカザフスタン共和国から輸出される場合、通関手続きは、輸出条件で貨物(物品)が輸送されることとなる輸出元の同盟参加国により実施される。

この場合、輸送書類には、付加価値税率0%の適用権を証明する目的で、税関検査官所要の番号印の捺印により証明されたベラルーシ共和国税関機関の「Выпуск дозволены(通関を許可する)」もしくはカザフスタン共和国税関機関の「Шығаруға рұқсат(通関を許可する)」または「Босатуға рұқсат(通関を許可する)」のスタンプが必要となる。

また、付加価値税率0%適用の合法性を証明するために作成される運送書類目録では、第10項「通関向け貨物配置日」欄に税関機関によるスタンプ押印の日付が記載される。輸送書類に「Шығаруға рұқсат(通関を許可する)」と「Босатуға рұқсат(通関を許可する)」両方のスタンプが存在する場合は、スタンプ押印以降の日付が記載される。

上記の場合では、当該輸送により得られた収入は、輸出貨物(物品)により得られた収入として会計・税務帳簿に記載される。

4. 第三国から同盟参加国へ貨物(物品)が輸送される場合(ロシア連邦領域への輸入に際しても、ロシア連邦領域通過に際しても)、付加価値税率18%が課税される。

5. 同盟参加国ではない第三国から、おなじく同盟参加国ではない第三国へ、同盟参加国(または複数国)領域を通過して貨物(物品)がトランジット輸送される場合、付加価値税率は0%である。

上記の輸送が行われる際、貨物(物品)はトランジット通関手続きの目的で留め置かれ、関税同盟圏内の入国通関時点で通関手続きが行われ、トランジット申告書の作成と指示印が押印される。

5.1 ベラルーシ共和国領域を通過して貨物(物品)が輸入される場合、付加価値税率0%の証明として、ベラルーシ共和国税務機関の指示印「Груз мытны уколькасці...」が入った輸送書類の写しが税務機関に提出される。

この他、上記の貨物(物品)輸送における公開型株式会社「ロシア鉄道(RJD)」付加価値税率0%適用権を証明する目的で、輸送書類には、ロシア連邦税関機関のスタンプ「Товар поступил(物品が持ち込まれた)」が必須となる。

これらのスタンプ「Груз мытны уколькасці...」および「Товар поступил(物品が持ち込まれた)」が(公開型株式会社「ロシア鉄道(RJD)」側所有分の)

運送書類に存在しない場合、公開型株式会社「ロシア鉄道 (RJD)」の出口側国境検査所では、ベラルーシ共和国税務機関のスタンプが入った運送書類がコピーされる (2008年4月22日付け №.6331公開型株式会社「ロシア鉄道 (RDJ) 電報)。

電子申告を利用する場合は、ロシア連邦税関機関による記載事項「Товар вывезен полностью (物品はすべて輸出された)」もしくは「Товар вывезен в количестве (一部の物品は輸出された)」が輸出書類上で必須となる。

5.2 貨物は (物品) の輸入がカザフスタン共和国領域を通過して行われる場合、運送書類には、カザフスタン共和国とロシア連邦間の国境を跨ぐ通行所が位置する地域を管轄するロシア連邦税関機関の指示印が押印される 2010年6月30日 №.01-11/32342ロシア連邦関税局書簡)。

5.3 貨物 (物品) の輸入がロシア連邦領域を通過して行われる場合、運送書類には、税関で貨物 (物品) の運送目的と期間が明示されたうえ、税関検査官所有の番号印の捺印により証明されたロシア連邦税関機関の指示印が押印される。

この際、本電報の第5項で示される貨物 (物品) 輸送が行われるとき、付加価値税0%適用の合法性を証明するために作成される運送書類目録では、第10項「通関向け貨物配置日」の欄に、入口側国境 (臨港) に位置する同盟参加国の鉄道駅にて通関手続きを行った税関機関の指示印に明示された日付が記載される。

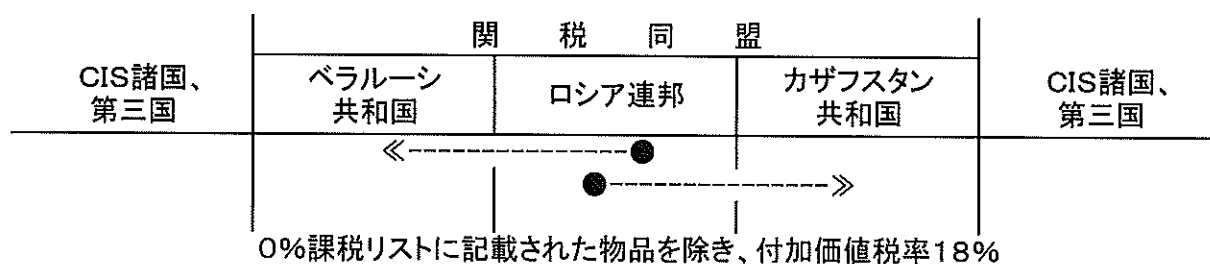
添付: 本文に対して1枚

経済財務担当 副部長 (サイン) E. I. Kharybina

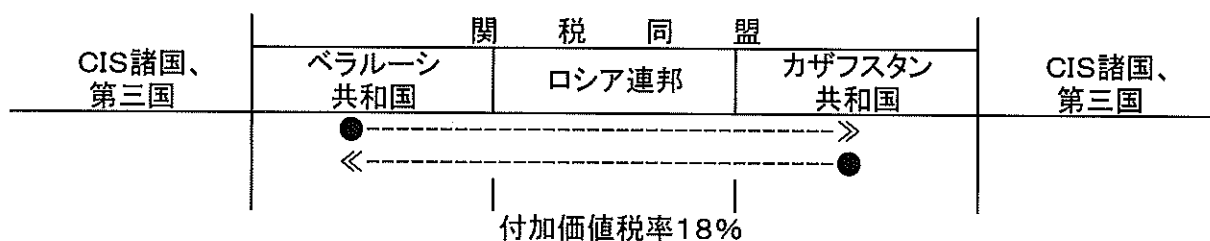
作成者: Davydocha. N. A. TsFTOOR

電話: 2-95-69

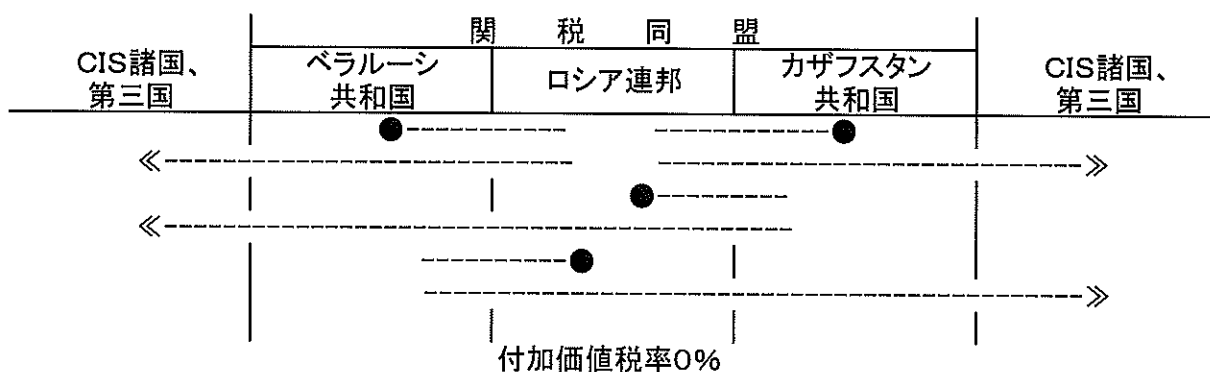
1. ロシア連邦から関税同盟参加国領域への貨物（物品）の輸送



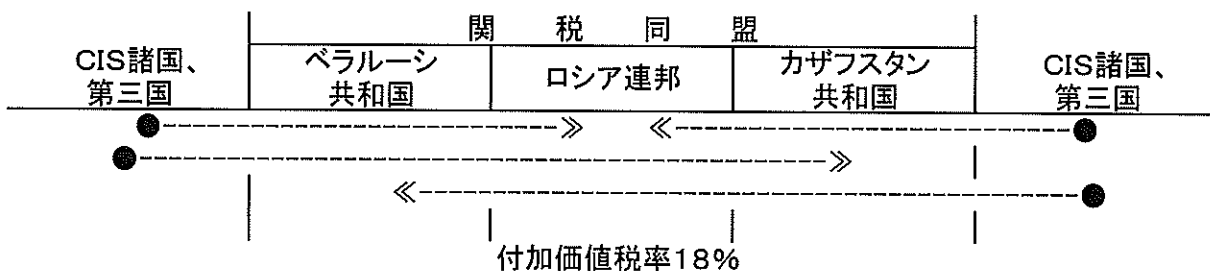
2. ロシア連邦域内を通過する、ある同盟参加国から他の同盟参加国への貨物（物品）の輸送



3. 同盟参加国領域から同盟参加国ではない第三国への貨物（物品）の輸送（他の同盟参加国領域を通過する場合を含む）



4. ロシア連邦領域通過を含む、第三国から関税同盟圏内への貨物（物品）の輸送



5. 同盟参加国でない第三国から、おなじく同盟参加国でない第三国へのロシア連邦領域を通過する貨物（物品）のトランジット輸送

